

令和7年度 第三学期転学・編入学募集 実施要項

1 目的

高等学校等入学後の進路変更希望に応え、中途退学の未然防止を図るとともに、教育を受ける機会を確保する。

2 募集人員

	1学年	2学年
区分1	1	1
区分2	1	4
海外帰国	3	2

3 募集の日程

願書受付	令和7年12月1日（月）9時00分～15時00分
	令和7年12月2日（火）9時00分～12時00分
検査日及び合格発表日	令和7年12月5日（金）

4 応募資格

都立高校の転学・編入学募集に応募できる者は、次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)の要件を備えている者とする。

(1) 転学

高等学校に在籍している者

(2) 編入学

次のいずれかに該当する者

ア 外国において学校教育における10年以上の課程に在籍している者又は10年以上の課程を修了した者

イ 中等教育学校の後期課程に在籍している者

(注) 高等学校等において第一学年相当以上の単位数を修得した後、退学した者

第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

(注) 高専又は特別支援学校高等部に在籍している者

全日制への出願については、**第1学年の第二学期転学・編入学募集に限り**出願することができる。ただし、編入学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合については、**各学年の第一学期転学・編入学募集に限り**、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

(3) 住所要件及び保護者の要件（全日制課程）

保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都外在住者で保護者と共に入学日までに都内に転入することが確実な者で入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、保護者の要件について、上記に当てはまらない場合に、特別な事情として認められる事情及び必要書類は別紙参照のこと。

海外からの帰国生徒については、以下の場合を含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別な事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国すればよい。

イ 特別な事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

5 募集区分等

(1) 募集区分 1（転勤者生徒特別枠）

保護者の転勤等に伴う、都外及び海外からの転入で応募資格を有する者

(2) 募集区分 2（転入学者特別枠及び一般募集枠）

応募資格を有する者（募集区分 1 に該当する者を含む。）

6 出願方法

(1) 転学

ア 転学前と同一課程及び同一学科の都立高校への出願を原則とするが、第 1 学年の第三学期以降の募集では、転学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合は、異なる課程又は異なる学科の都立高校へ出願することができる。

イ 都立高校全日制在籍者が、特別の事情により他の都立高校全日制に転学を希望する場合は、在籍している都立高校長及び志願予定先の都立高校長が、転学・編入学募集の目的に照らして、他の学校に転学する必要性があり、学習の機会を継続する上で真に必要と認める場合に限り、1 年度間に 1 回を原則として、出願について各都立高校長の承認を得た上で、転学・編入学募集に出願することができる。

ウ 最初に合格した都立高校へ入学することを条件に、同一募集時期の複数の都立高校に出願することができる。いずれかの都立高校に合格した場合、入学手続きを行っていない場合、その日以降の受検はできない。なお、編入学についても同様の取扱いとする。

(2) 編入学

ア 外国において学校教育における 10 年以上の課程に在籍している者又は 10 年以上の課程を修了した者で、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者は、帰国の際に当該学校教育を中断または修了した場合に限り、帰国後、直近の転学・編入学募集に限り出願することができる。

なお、年齢相当学年より上の学年に出願することはできない。

(ア) 日本国籍を有し、保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者のうち、保護者に伴った外国における連続した在住期間が 2 年以上のもの（連続した 2 箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。）で、かつ、帰国後 1 年以内のものは、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象の募集及び海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。

(イ) 日本国籍を有し、保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者のうち、保護者に伴った外国における連続した在住期間が 2 年未満のものは、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。なお、海外帰国生徒対象の募集に出願することはできない。

(ウ) 日本国籍を有し、保護者に伴う海外在住以外の事情により海外から帰国した者は、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。ただし、第一学期以外の募集においては、外国における連続した在住期間が 1 年以上の者（1 箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。）とする。なお、海外帰国生徒対象の募集に出願することはできない。

イ 中等教育学校の後期課程に在籍している者が都立高校に編入学を志願する場合は、転学に準じて扱う。

(注) 外国籍を有し、海外に在住している者又は在住していた者

各学年の第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

(3) 出願に要する書類等

ア 入学願書

イ 住所等を証明する書類（都内在住者）

志願者及び保護者の住所が確認できるもの（住民票記載事項証明書等）

ウ 転居を証明する書類（都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者）

契約書の写し（売買、賃貸）等を添付した保護者の申立書（転居先住所と転居理由を明記したもの）

募集区分1（転勤者生徒特別枠）に出願する場合は、原則として、転勤証明書（転勤の内示証明又は辞令の写し等）を添付する。

なお、写しの場合は原本を持参し、確認後返却を受けること。

エ 転学照会書（転学のみ）

オ 高等学校の在籍等を証明する書類

在籍する高等学校の在学証明書及び在籍する高等学校の単位修得証明書・成績証明書

なお、編入学の扱いにより出願する者は、最終在籍校の単位修得証明書のみ

カ 特別の事情を示す書類（保護者が父母であり、父母のどちらか一方が特別の事情により志願者と同居できない場合のみ）

理由書（父又は母が志願者と都内に同居できない特別の事情及び志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記したもの）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

なお、特別の事情として認められる事情及び必要書類等については、別紙1のとおり。

キ 海外における勤務証明書等、保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外からの帰国生徒で、保護者のどちらか一方が帰国できない場合又は志願者のみが帰国する場合）

ク 身元引受人承諾書（海外からの帰国生徒で、志願者のみが帰国する場合）

ケ 入学考査料

全日制 2,200円

コ 理由書（区分2に応募する場合のみで日野台高校所定の用紙）

7 検査当日日程

集 合	8時30分
国 語	8時50分 ～ 9時40分
数 学	10時00分 ～ 10時50分
英 語	11時10分 ～ 12時00分
面 接	12時20分 ～
発表(予定)	15時00分
入学手続等	15時00分(合格発表後) ～

8 その他

(1) 検査当日には、筆記用具、受検票を持参すること。

(2) 合格した際、提出する書類に印章(はんこ)が必要となる場合がある。

(3) 総合成績により、合格者数が募集人員に達しないことや合格者が出ないこともある。

9 問い合わせ先

東京都立日野台高等学校

〒191-0061 東京都日野市大坂上4-16-1

TEL 042-582-2511